

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月11日
【四半期会計期間】	第40期第1四半期 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
【会社名】	株式会社ユニリタ
【英訳名】	UNIRITA Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 北野 裕行
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目15番1号
【電話番号】	03 - 5463 - 6381 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 久保田 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目15番1号
【電話番号】	03 - 5463 - 6381 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理部 部長 久保田 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第1四半期 連結累計期間	第40期 第1四半期 連結累計期間	第39期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高 (千円)	2,379,882	2,474,227	10,061,205
経常利益 (千円)	236,647	212,965	887,066
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	286,180	134,233	840,867
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	349,508	197,090	737,190
純資産額 (千円)	11,144,531	11,222,997	11,279,018
総資産額 (千円)	14,885,299	15,044,966	14,865,697
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	37.31	17.50	109.62
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	74.9	74.6	75.9

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（2021年4月1日～2021年6月30日まで。以下、当四半期）におけるわが国経済は、コロナ禍により、人の移動や接触を伴う宿泊・飲食や運輸等のサービス関連産業の回復が遅れる一方で、非対面でのモノやサービスの提供やそれを支援する物流、情報・通信等に関連する産業は回復する、景況感の二極化傾向が顕著になりました。さまざまな産業が打撃を受けた一方で、オンライン診療の拡大やテレワークの普及、オンライン教育の充実など、既存の社会課題解決がコロナ禍で加速する状況もありました。ビジネス面では、巣ごもり消費を契機とした電子商取引の拡大、デジタルコンテンツ（動画配信、音楽配信、電子書籍、ゲーム）の市場規模の拡大など、IT技術を活用した動きが加速しています。

このように社会や経済環境が大きな変革を迎える中、当社は、IT企業の役割として、「社会生活において効率・利便・安全を誰もが享受できるデジタルインフラの提供」「最新のデジタル技術を活用した社会課題の解決」などが重要になると考えます。このような考えのもと、当社では、基本方針を「共感をカタチにし、ユニークを創造するITサービスカンパニーへ」とする、3カ年中期経営計画（2021年度から2023年度）を策定しました。今期からの3カ年間、本中計のもと成長に向けた事業計画を推進していきます。

< 中期経営計画の重要戦略と趣旨 >

1. サービス提供型事業の創出

当社の主力ソフトウェアプロダクト（自動化、帳票、メインフレーム）は、お客様にとって止めてはならないシステム運用のインフラを支えています。これまで培ってきたシステム運用に関する事業の強みを活かし、自社開発のプロダクトは、システム運用に特化した高付加価値用途の拡大とサービス化を進める計画です。

2. カテゴリ別戦略によるクラウドサービス事業の拡大

クラウド技術の進化は、システムの「所有」から「利用」へと、お客様の価値観を大きく転換させています。クラウドサービス事業の取り組みは、マーケット毎に課題解決に取り組むカテゴリ別戦略によりサービス提供型事業としてスケールさせるものです。課題領域、対象顧客、市場規模などから、クラウドサービスを「IT活用」「事業推進」「ソーシャル（社会）」の3つのカテゴリに区分し、各カテゴリの特性に合わせたサービス連携や開発投資を進め、サブスクリプションモデルによる成長を実現する計画です。

3. 企業価値向上に向けた経営基盤の強化

実効性あるコーポレートガバナンスのもと、グループの経営資源を活かした事業活動を通じて、事業会社としての経済的価値と社会課題解決による社会的価値の両立を実現するCSV経営を目指します。ステークホルダーとの間で、「共感をカタチに」することができるよう事業活動に取り組めます。そして、この経営を実現するためのベースとなる、会社と社員のエンゲージメント向上のために、「働きがいの醸成」と「業務変革の推進」を掛け合わせた施策を推進する計画です。

中計初年度となる今期は、上記の方針と重要戦略に基づき施策を推進していきます。なお、当四半期の事業トピックスは、次のようなものです。

- ・主要プロダクトをクラウド上で稼働させ付加価値型サービスとして提供する「まるっと帳票」（帳票データの配信、印刷、配送業務までの一連の帳票業務をクラウド化したサービス）が好調な立ち上がりとなりました。
- ・自社開発クラウドサービス「LMIS（エルミス）」が、認知度とユーザ満足度の優秀性を評価され、ITreview Grid Award 2021 Summerで、「Leader」「High performer」を受賞しました。なお、本受賞は同賞Springに続き、2期連続です。
- ・カスタマーサクセスの新たな市場開拓を担う自社開発サービスである「Growwing（グローウィング）」が、複数のお客様に採用され、このマーケットにおける認知度向上と実績作りに貢献しています。
- ・ITを活用した社会課題解決として取り組んでいる「農業×IT」から、農業経営の管理可視化アプリとして新サービス「ベジパレット」ベータ版をリリースしました。農業専門メディアに掲載されるなど、農業経営の課題解決のサービスとして開発を進めています。
- ・子会社(株)ユニ・トランドと(株)アイネットとの協業により、移動体向けの密対策サービスとして、バス車内の二酸化炭素（CO2）濃度を計測し可視化・分析、さらに予測することのできるサービスをリリースしました。

上記のようなサービスシフトに向けた取り組みも順調な立ち上がりとなり、当四半期の業績は計画比堅調に推移し、売上高24億74百万円（前年同四半期比4.0%増）、営業利益1億12百万円（同13.8%減）、経常利益2億12百万円（同10.0%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益1億34百万円（同53.1%減）、となりました。

なお、利益面において当四半期では、前年同四半期比減益となっておりますが、この主因としては、今期の業績計画では、事業のサービスシフト（サブスクリプションモデルへの転換）を前期よりさらに積極的に推進しているためです。サブスクリプションモデルでは、売上が累積型となるため売上構造が下期偏重となり、このことが利益面にも影響しています。加えて、人材を含む投資計画を実行しているためです。

また、親会社株主に帰属する四半期純利益の減少の主な要因については、前年同四半期に計上した投資有価証券売却益の反動減によるものです。

<事業セグメントの変更について>

当社グループでは、今期よりグループ事業をビジネスモデル毎に以下の3つに再編し、グループ各社の連携力を強化し、環境変化のスピードと多様化するマーケットに適應するべく事業を推進していきます。

「プロダクトサービス」

中期的な収益基盤としてグループの成長投資を支える源泉を担います。これまで培ってきた中核の経営資源であるシステム運用の強みを深化させ、プロダクト販売事業の持続的価値提供及びサービスシフトを行います。これによりDXの環境下での顧客ニーズへの対応力強化と事業効率を追求し、既存事業を維持しながら新規事業を創出します。

「クラウドサービス」

当社が提供するクラウドサービスは、これまで、情報システム部門の課題解決に多く採用されてきました。加えて企業の事業課題や、社会課題解決へとその領域を拡大することで、新しい市場でスケールするビジネスモデルを構築します。事業拡大に向けて、当社のサービス群を「IT活用」「事業推進」「ソーシャル（社会）」の3つのカテゴリに分類しました。それぞれのカテゴリごとの特性に合わせた事業戦略を推進することにより、将来の事業の柱とすべく収益基盤としての成長を目指します。

「プロフェッショナルサービス」

ユニリタグループが保有する、「データ」「プロセス」「サービス」の3つのマネジメント領域における専門性を強みとして、プロダクトやクラウドサービスの提供価値を高める役割を果たします。コンサルティングからサービスの導入支援、システムインテグレーション、アウトソーシングまで、グループ各社のプロダクトやサービスを活用したワンストップ型のビジネスを展開します。

<新旧セグメント対比表>

■ 旧セグメント			■ 新セグメント			
	セグメント名	内 訳		セグメント名	内 訳	
1	メインフレーム事業	メインフレーム用に提供する製品の販売・枝支・保守	→	1	プロダクトサービス システム運用領域に関わるプロダクト（自動化、帳票）をオンプレミス型並びにサービス型により提供	
2	プロダクト事業	オープン系自社プロダクトの販売・保守		2	クラウドサービス サービス提供による課題解決領域を「IT課題」「事業課題」「社会課題」の3つのカテゴリに区分し、それぞれの特性に合わせたサービスを提供	
3	クラウド事業	自社開発サービスのサブスクリプションモデルによる提供		3	プロフェッショナルサービス グループ企業を主体とし、コンサルティング、システムインテグレーション、アウトソーシングまでのサービスをワンストップ型で提供	
4	ソリューション事業	コンサルティング アウトソーシング				
5	システムインテグレーション事業	システムインテグレーション				

各セグメントの業績は、次のとおりです。なお、前年同四半期との比較は、前期の旧セグメント内容を今期の新セグメントに組み替えて行っています。

プロダクトサービス

当四半期の業績は、売上高10億65百万円（前年同四半期比7.0%増）、営業利益3億9百万円（同49.7%増）となりました。

オープン系移行の需要により、自動化プロダクト販売が伸長しました。プロダクトのサービス化では、お客様の帳票業務の課題解決ニーズを捉えた「まるっと帳票」が、新規ユーザ開拓に実績を上げるとともに、それに続くユーザ開拓にもつながりました。「ユニリタクラウドサービス」もお客様のアウトソースニーズを捉え、サブスクリプションサービスとしての年間売上の上台作りに貢献しました。また、メインフレーム事業は、大型案件の受注もあり、当四半期の計画値を上回りました。

クラウドサービス

当四半期の業績は、売上高7億22百万円（前年同四半期比5.9%増）、営業損失96百万円（前年同四半期は43百万円の営業損失）となりました。

IT活用クラウドにおいては、「LMIS」などの主力サービスが堅調であり、増収につながりました。事業推進クラウドにおいては、顧客のカスタマーサクセスを支援する新サービスである「Growwing」、コミュニケーション支援、業務可視化のサービス群を、パートナーとの協業や動画・SNSの活用等、サービス特性に合わせた営業アプローチを通して年間収益基盤の構築を進めています。しかしながら、損益面では、その他にもサービス強化のための体制強化等の先行投資を積極的に行っていることから、クラウドサービス事業全体としては損失拡大となりました。

プロフェッショナルサービス

当四半期の業績は、売上高6億85百万円（前年同四半期比2.2%減）、営業利益8百万円（同68.0%減）となりました。

コンサルティング分野では顧客の投資意欲が高いDXやデータマネジメント案件の取り込みが堅調に推移し、システムインテグレーション分野では一括請負型の案件が順調に推移し業績に寄与しました。収益面では、アウトソーシング分野において、4月に立ち上げた子会社（株ユニリタエスアール）の初期経費等が影響し、プロフェッショナルサービス事業全体としては減益となりました。

（脚注）

CSV（Creating Shared Value）経営

「共通価値の創造」という意味で、マイケル・ポーター教授が提唱した概念。寄付や慈善活動ではなく、社会性の高い事業を行うことで社会問題を解決することによる「社会価値」と同時に、自社の利益も生み出す「企業価値」のどちらをも高めることが、企業の本来あるべき姿であるというもの。

サブスクリプションモデル

企業が顧客に対して商品・サービスを一定期間提供し、月単位や年単位などの利用料を回収するビジネスモデル。発祥であるIT業界で特に広がりを見せていますが、製造業・小売業などでも新しいビジネス形態として新サービスが多く生まれている。

エンゲージメント

企業の人事領域におけるエンゲージメントは、個人と企業（組織）の成長が連動し、互いに信頼、貢献し合える関係という意味合いをもつ。

カスタマーサクセス

長期的に顧客が自社の提供するソフトウェアやサービスの利用頻度を高め、それにより価値を感じてもらうよう、組織的・システム的に対応する業務をいう。カスタマーサポートは問題が起こってから対処するのに対して、カスタマーサクセスは顧客と日々コミュニケーションを図り、問題を防いだり、顧客が必要とする新しい機能やサービス、トレーニングなどを提供する。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末(以下、当第1四半期末)における総資産は、前連結会計年度末(以下、前期末)と比較して1億79百万円増加し、150億44百万円となりました。これは主に現金及び預金が1億41百万円増加したことによるものです。

(負債)

負債は、前期末と比較して2億35百万円増加し、38億21百万円となりました。これは主に、前受収益が6億25百万円増加した一方で、未払法人税等が1億89百万円、流動負債のその他が1億23百万円それぞれ減少したことによるものです。

(純資産)

純資産は、前期末と比較して56百万円減少し、112億22百万円となりました。これは主に、その他有価証券評価差額金が59百万円増加した一方で、利益剰余金が1億18百万円減少したことによるものであります。利益剰余金については、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上により1億34百万円増加し、配当金の支払いにより2億53百万円減少しています。

この結果、当第1四半期末における自己資本比率は74.6%(前期末は75.9%)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用ソリューションの提供、ITシステム運用管理パッケージソフトウェアの開発・販売・サポートにおいて高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

加えて、当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことを方針としています。

このような考えのもと、当社は、2006年6月22日付で「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」を導入し、数次の更新を経ております。現在の買収防衛策(以下「現プラン」といいます。)については、2020年6月11日開催の第38期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」の継続更新が上程され、さらに2年間の継続が承認されました。その有効期間は第40期定時株主総会終結の時までとなります。

当社は、買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場と法的・経済的環境等を多面的に検討した結果、株主の皆様への適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、買収防衛策の重要性が変わるところはないと判断いたしました。

不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

現プランでは、議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)に対し、大規模買付行為を開始または実行する前に、当社取締役会に対して現プランに従う旨の「買収意向表明書」の提出および「必要情報リスト」の提供を求めています。また、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、取締役会が当該大規模買付行為の評価検討を行う期間(60日間または90日間)を設けております。

大規模買付者が現プランに定める手続きを遵守しない場合、または当社の企業価値ならびに株主共同の利益を著しく毀損すると合理的に判断される場合には、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を発動いたします。

なお、当社取締役会の恣意に基づく対抗措置の発動を防止するために、3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動等に関して企業価値検討委員会の勧告に従うこととしております。

また、当社取締役会は、企業価値検討委員会が、対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、企業価値検討委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集します。株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとし、株主総会が対抗措置の発動を否決する決議をした場合には、対抗措置は発動しません。

現プランでは、以上のような取組みにより、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的としております。

上記の取組みに関する当社取締役会の判断および理由

当社取締役会は、以下の理由から、現プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

- ア．経済産業省および法務省が発表した買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること。
- イ．企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されていること。
- ウ．定時株主総会において出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されることに加え、対抗措置の発動に関して株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされていること等、株主意思を重視するものであること。
- エ．企業価値検討委員会を設置するなど、独立性の高い社外者の判断を重視していること。
- オ．あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないよう設定されていること。
- カ．デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は103百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,500,000	8,500,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	8,500,000	8,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日	-	8,500,000	-	1,330,000	-	1,450,500

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2021年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 829,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,667,200	76,672	-
単元未満株式	普通株式 2,900	-	-
発行済株式総数	8,500,000	-	-
総株主の議決権	-	76,672	-

(注)「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己保有株式が67株含まれております。

【自己株式等】

2021年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ユニリタ	東京都港区港南二丁目 15-1	829,900	-	829,900	9.76
計	-	829,900	-	829,900	9.76

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,297,053	8,438,230
売掛金	1,212,300	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	975,912
棚卸資産	51,063	49,187
その他	251,394	365,175
貸倒引当金	550	220
流動資産合計	9,811,261	9,828,285
固定資産		
有形固定資産	263,525	272,305
無形固定資産		
ソフトウェア	712,228	780,457
のれん	548,425	529,439
その他	4,299	4,299
無形固定資産合計	1,264,953	1,314,195
投資その他の資産		
投資有価証券	3,114,958	3,199,608
退職給付に係る資産	8,383	8,383
繰延税金資産	120,942	100,527
差入保証金	211,541	251,311
その他	70,130	70,348
投資その他の資産合計	3,525,956	3,630,179
固定資産合計	5,054,435	5,216,681
資産合計	14,865,697	15,044,966

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	379,721	359,593
リース債務	3,544	3,301
未払法人税等	269,876	80,833
前受収益	1,681,576	2,307,565
賞与引当金	297,224	263,890
役員賞与引当金	26,664	7,628
受注損失引当金	1,736	-
その他	724,934	601,881
流動負債合計	3,385,278	3,624,695
固定負債		
長期末払金	162,708	159,062
リース債務	1,324	681
退職給付に係る負債	37,367	37,529
固定負債合計	201,400	197,273
負債合計	3,586,679	3,821,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,330,000	1,330,000
資本剰余金	2,094,338	2,094,338
利益剰余金	8,663,886	8,545,008
自己株式	1,230,245	1,230,245
株主資本合計	10,857,979	10,739,101
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	421,139	480,271
為替換算調整勘定	100	3,624
その他の包括利益累計額合計	421,038	483,896
純資産合計	11,279,018	11,222,997
負債純資産合計	14,865,697	15,044,966

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	2,379,882	2,474,227
売上原価	996,841	1,016,527
売上総利益	1,383,040	1,457,699
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	451,889	482,519
賞与引当金繰入額	71,994	84,997
役員賞与引当金繰入額	4,950	6,988
退職給付費用	4,276	5,034
研究開発費	87,307	103,356
のれん償却額	18,986	18,986
その他	613,273	643,475
販売費及び一般管理費合計	1,252,676	1,345,359
営業利益	130,363	112,340
営業外収益		
受取利息	604	1,212
受取配当金	101,252	86,806
保険配当金	4,253	4,576
為替差益	1,708	-
その他	2,427	8,677
営業外収益合計	110,246	101,273
営業外費用		
支払利息	177	89
コミットメントフィー	250	249
持分法による投資損失	3,436	-
為替差損	-	250
雑損失	98	58
営業外費用合計	3,963	648
経常利益	236,647	212,965
特別利益		
投資有価証券売却益	193,227	-
特別利益合計	193,227	-
税金等調整前四半期純利益	429,874	212,965
法人税等	143,693	78,731
四半期純利益	286,180	134,233
親会社株主に帰属する四半期純利益	286,180	134,233

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
四半期純利益	286,180	134,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	63,438	59,131
為替換算調整勘定	110	3,725
その他の包括利益合計	63,327	62,857
四半期包括利益	349,508	197,090
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	349,508	197,090
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

前連結会計年度末より、新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積りの仮定に重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

ユニリタ共済会の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
ユニリタ共済会	89,968千円	ユニリタ共済会 86,686千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	44,274千円	72,942千円
のれんの償却額	18,986	18,986

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	245,442	32.00	2020年3月31日	2020年6月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月13日 取締役会	普通株式	253,111	33.00	2021年3月31日	2021年6月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	プロダクト サービス	クラウド サービス	プロフェッショ ナルサービス			
売上高						
外部顧客への売上高	995,947	682,797	701,137	2,379,882	-	2,379,882
セグメント間の内部 売上高又は振替高	13,112	31,612	91,373	136,098	136,098	-
計	1,009,060	714,409	792,510	2,515,980	136,098	2,379,882
セグメント利益又は 損失()	206,788	43,067	26,311	190,032	59,668	130,363

- (注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用とは、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費を指しております。
2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	プロダクト サービス	クラウド サービス	プロフェッショ ナルサービス			
売上高						
外部顧客への売上高	1,065,263	722,968	685,995	2,474,227	-	2,474,227
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,918	32,830	163,372	207,121	207,121	-
計	1,076,181	755,798	849,368	2,681,348	207,121	2,474,227
セグメント利益又は 損失()	309,665	96,400	8,407	221,672	109,332	112,340

- (注)1. セグメント利益又は損失()の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。なお、全社費用とは、報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費を指しております。
2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) セグメント区分の変更等

当第1四半期連結会計期間より、事業環境の変化に対応すべく2021年4月に実施した会社組織の変更に伴い、報告セグメントを従来の「クラウド」、「プロダクト」、「ソリューション」、「メインフレーム」及び「システムインテグレーション」の5区分から、「プロダクトサービス」、「クラウドサービス」及び「プロフェッショナルサービス」の3区分に変更しております。

また、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメント別の経営成績をマネジメント可能な範囲で測定し、より明確に把握するため、販売費及び一般管理費に係る配分方法を次のとおり変更しております。

販売費及び一般管理費のうち、各セグメントにおいて管理可能な費用はセグメントに直課し、その他の費用は、合理的な基準でセグメント別に配賦しておりますが、事業セグメントに属さない研究開発費用については、調整額に表示しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分及び測定方法に基づき作成したものを開示しております。

(2) 会計方針の変更あるいは新収益認識基準等の適用

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントのセグメント間の内部売上高又は振替高の測定方法を同様に変更しております。

この結果、従来の方法に比べて、プロフェッショナルサービスのセグメント間の内部売上高又は振替高が13,478千円増加しております。利益又は損失については変更はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

	報告セグメント			合計
	プロダクトサービス	クラウドサービス	プロフェッショナルサービス	
ライセンス	180,907	43,685	-	224,592
技術支援、コンサルテーション及びアウトソーシング	113,414	157,636	681,821	952,873
利用料及び保守サービス料	589,552	503,989	4,174	1,097,715
顧客との契約から生じる収益	883,875	705,311	685,995	2,275,181
その他の収益	181,388	17,657	-	199,045
外部顧客への売上高	1,065,263	722,968	685,995	2,474,227

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	37円31銭	17円50銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	286,180	134,233
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	286,180	134,233
普通株式の期中平均株式数(株)	7,670,070	7,670,033

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	榎 崎 律 子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 部 誠

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユニリタの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。